

福岡県文化芸術振興基本計画

DATA

計画の名称

福岡県文化芸術振興基本計画
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/attachment/135664.pdf>

計画期間

令和3～令和7年度(5か年)

担当課

人づくり・県民生活部文化振興課
 ※令和8年度から市町村・地域振興部文化局文化振興課

計画の位置づけ

福岡県文化芸術振興条例第5条に規定する基本計画として策定し、国が定める「文化芸術基本法」第7条の2に規定する「地方文化芸術推進計画」及び「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」第8条に規定する「地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」に位置づける。

計画の構成

「県民の心豊かな生活と活力ある地域社会の実現」を目指す姿とし、「文化芸術の振興」「文化芸術に親むことができる環境づくり」「障がいのある人の文化芸術活動の推進」「文化芸術を活用した地域づくりと魅力の発信」という4つの柱を設定している。



人づくり・県民生活部文化振興課文化芸術課

地域計画のポイントについて教えてください。

- 「福岡県文化芸術振興基本計画」は令和3年度に策定されたもので、令和7年度現在は次期の新計画を策定中です。このため地域計画の内容については基本的に今期計画のお話をしながら、計画策定については現在の私たちの業務からお話したいと思います。

地域計画は4つの柱の一つとして、「障がいのある人の文化芸術活動の推進」を立てているところです。その中でも重点的な取組としては、障害のある人が制作したアート作品のレプリカ・作品画像データを有料でレンタル・販売、収益につながる仕組みをつくった「まごころアートFUKUOKA GALLERY事業」。これは一押しのポイントと思っています。

柱として立てた経緯を教えてください。

- 契機はやはり法律が制定されたことです。5年前の議事録によると、当時の審議会で「障害者の文化芸術を柱として出すこと自体の必要があるのか」という議論がありました。たしかに障害者は文化芸術に触れづらい部分はあります。しかしそれは、高齢者や子育て中の人でも同様なので、特出しする必要があるのかという意見があったのです。それでも県としては障害者の文化芸術活動を推進させたいという気持ちを込めて、あえて柱として打ち出したという経緯があります。

「障害/障がい」「障害者/障がい者」の表記については自治体によって扱いが異なりますが、本事例集の中では国の法律や計画で使用している「障害」「障害者」という表記に統一しています。（「障がい○○センター」などの固有名詞を除く）

具体的にはどのような議論があったのですか。

- 4つの柱のうち2本目の「文化芸術に親しむことができる環境づくり」に「県民誰もが文化芸術に親しむ環境づくりを進めます」と書いているので、障害者の施策をこの中に埋め込むこともできたかもしれません。審議会の委員からも、長年障害者芸術に携わってきたご経験から「逆に文面として出すことで、また障害者が特別視されかねない」というご意見がありました。数十年頑張ってきたのに、後戻りしてしまうのではないかとという懸念を抱かれていました。

しかしそれを踏まえて、あえて柱として出すことで障害者の方たちの元気づけ、意識づけにもなると考えました。将来、これを柱として設定する必要がなくなる状況を目指すために、あえて今力を入れていこうとなったわけです。

取組の概要について教えてください。

- 「まごころアートFUKUOKA GALLERY事業」は、令和2年度から準備を始め、令和3年度から事業を始めました。その過程で計画を策定したため、それによって事業推進を後押しされる形にはなったと思います。

事業の内容は、障害者が制作した作品「まごころアート」のレプリカ・作品画像データを有料でレンタル・販売し、料金の30%を制作者のアーティストへ還元するというものです。サービスの利用者は主に県内の企業です。

制作者側のメリットとしては、それぞれの特性を生かしながら、文化芸術活動を通じて収入の向上や社会参加を図ることができます。利用者側のメリットとしては、SDGsの実現やCSRの推進、企業イメージの向上などがあります。過去3年間の予算は年度によって異なりますが、令和5年度は4,340千円、令和6年度は13,505千円、令和7年度は6,727千円です。

県からも直接企業を訪問して営業活動をしており、(株)長谷工コーポレーションなど地元企業がお客様です。皆様にぜひ活用していただきたいと思い、県庁の各エレベーターホールや1階にも複数の作品が飾ってあります。

本事業はこれまで「NPO法人まる」と連携して実施してきましたが、令和8年度から同法人に事業譲渡することになっています。

地域計画策定以前に、障害者による文化芸術活動の推進について何らかの行政施策はありましたか？



- 平成24年から福祉部障害福祉課で障害者の文化芸術部門の事業を推進していましたが、29年4月に文化振興課に移管しました。主な事業としては平成29年度より「ふくおか県障がい児者美術展」を、平成30年度より「ツナガルアートフェスティバル」を行っています。ツナガルアートフェスティバルは、障害のある人たちのアート作品を観て、表現や創作と一緒に体験できるイベントです。

地域計画策定によって



具体的に達成したい目標などはありましたか？

- 計画では、我々が把握している指定障害福祉サービス事業所を対象に調査を行って、文化芸術活動を行った事業所の割合を増やすことと、文化芸術活動に関する施策への満足度を増やすことという2点を指標として挙げています。

数値目標は、

今回新しい計画の策定段階で評価されたのでしょうか？

- 今期計画期間中は新型コロナの期間を挟んだため、目標達成できていないという実情があります。次期の新計画も方向性としては同じような目標を掲げたいとは思っています。ただ、福祉サービス事業所で行った文化芸術活動の割合は5年前と比べて減っています。前は50%程度と非常に高い割合でした。

一方で国の動きとして、障害者福祉サービス事業所では就労支援を中心に力を入れる方向性になっています。もちろん文化芸術活動をしないわけではなく、活動の場を移す人も増えてきています。自宅や事業所外のグループで活動する人が増えている可能性もあります。

満足度は、前回の19.5%から27.1%にアップしました。それでも目標値には達していないということで、この2点については引き続き力を入れていきます。実情を見ながら改めて目標数値を設定することも考えています。

文化芸術推進計画と障害者基本計画の

関係はどのようなものですか。

- 福岡県では障害者の文化芸術については文化振興課の担当ということで、文化芸術推進計画に一本化しています。計画の浸透という面では、障害福祉課にも審議会には出席してもらい、会議メンバーとして常に情報を共有している状況です。

「まごころアート FUKUOKA GALLERY」以外に、

外部の専門機関の委託や協働などは行われていますか？

- 厚生労働省が行っている障害者芸術文化活動普及支援事業の福岡県の支援センターとして「FACT(福岡県障がい者文化芸術活動支援センター)」を「NPO法人まる」へ委託して協働で運営しております。障害当事者や支援者への相談窓口、支援者の育成、関係団体とのネットワーク構築、障害者の芸術活動の鑑賞や発表の場の構築、情報発信などを実施しております。

また、新計画策定にあたって専門機関への委託を行っています。アンケートは調査業者に依頼し、アンケート結果の分析と施策提案を専門業者に委託しています。

地域計画策定時に、障害当事者や障害者関連の

団体などに対して、調査や意見の収集は行われましたか？

- 福祉団体へのアンケート調査を5年に1回実施しています。前は郵送法ということで紙ベースで調査しましたが、今回はメールで依頼文を送信し、県の電子申請システムで回答という方法を採用しました。質問内容は2回ともほぼ同様です。回収率は少し下がってしまいましたが、福祉サービス事業者はご多忙なところが多く、回答は任意ですとなかなか難しかったというのが実情です。対象とした障害福祉サービス事業所は約1,800件(前は約1,500件)です。

まだ検討段階ですが、アンケートの回数やスタイルを変更することも考えています。5年に1回ではどうしても質問項目が膨大になるため、項目をある程度絞り込んで毎年行うことも検討中です。郵送からWEBにしたことで

費用も軽減されました。質問を数値目標に関連するものに絞れば、施策目標の達成状況を見るには有効かもしれません。

実際に計画を策定し、様々な施策を展開する上で、国の支援や情報提供があるとよかったです

 感じられることはありますか？

- 計画に最低限盛り込むべき項目のリストや好事例集はあったらいいなどは思います。今回は特に初めての計画改訂だったため、初回とは若干違う書きぶりや、何を重点的に考えるかについて、他県の計画を参考にしながら作りました。

地域計画によって、具体的に改善されたこと、進んだことは何でしょうか。



- 計画ができたことで、数値目標もできました。また施策の柱に障害者の文化芸術推進を掲げたことによって、予算措置がしやすくなりました。

 「まごころアート」の手応え、今後の展望を教えてください。

- レンタルの件数、お客様数などは年々伸びてきています。福岡の中心都市では「まごころアート」の作品が目立つように展示されており、ちょっと進んできたという感触はあります。ただレンタル先としては、どうしても福岡市内をはじめとする都市部が多く、それ以外の地域ではあまり進んでいません。県としては、都市部以外の障害者の文化芸術の推進がこれからの課題と受け止めています。

interview



連携
団体

特定非営利活動法人まる 代表理事／FACT（福岡県障がい者文化芸術活動支援センター）センター長 樋口龍二氏

本計画の審議会の委員であり、福岡県庁と協働を行い、密に意見交換されているということですが、福岡県とつながりができたきっかけを教えてください。



- 県との連携のきっかけは厚生労働省の事業です。もともと私たちは福岡市と協働して、2004年からエイブル・アート事業として、福岡を中心とした障害者の表現活動を紹介する展覧会や舞台を10年間にわたって展開してきました。

2018年に厚生労働省の障害者芸術文化活動の事業に加わり、九州の広域支援センターの運営事業者として「障害者文化芸術」という大きなテーマで事業に取り組むようになりした。

「まごころアートFUKUOKA GALLERY」は、福岡県から事業を立ち上げたいというお話をいただきました。そこから連携が始まり、2019年ぐら

計画策定時の審議会の議論の中で、障害者の文化芸術活動を計画の柱とすることは、ともすれば障害者の文化芸術という枠組みがあるという印象を強め、その他の文化芸術活動との分断を起こすのではないかと懸念を示されたと同いました。



- もう「障害者の…」という冠は必要なくなっているのではないかと僕は思っています。まだ障害者が生きにくい時代であることは事実なのですが、心身に障害がなくてもいろんな意味で暮らしにくい人たちも増えている。そこで「なぜ障害者は特別なのか」という時代が来つつあるような気が

して、障害のある人を特別に限定して計画の柱にする必要はないのではないかとこの意見をあえて伝えました。

地域計画が策定されて、

活動しやすくなった点や成果はありますか？

- 計画策定に伴い、県知事が積極的にPRされたおかげで、ありがたいことに地元企業のロビーやホテル、病院にもアートレンタルをご利用いただきました。現在の文化振興課の方々とも腹を割って相談しながら進めています。文化施策の効果や影響は二次曲線的に出てくるものだと僕は考えていて、単純に人数や規模ではかれるものではない。即効性のものでなく、醸造に近い感覚です。植えて育てて、発酵して育てていけないといけない。単年で成果を出すことを目標にするものではなく、中長期的な目標を定めながら進めていく必要があると思っています。

「まごころアート FUKUOKA GALLERY」は

単年度ではなく継続による好事例ですね。

- 2026年で6年目になり、我々の法人が継続して事業を進めていくことになりましたが、今後はもう県からの補助はありません。継続にあたり、アートレンタルだけでなく、レプリカ作品の販売やデータ販売といった二次使用权の販売などのサービスを増やしました。アートレンタルは1点1点、注文を受けて額装して配達・回収するため結構マンパワーが必要です。ワンターンで終われるサービスを増やせば、サービスの単価も上がり、作家の収入も増えると見込んでいます。

スタッフも最初はほぼ一人でやっていましたが、額装や配達の業務スタッ

フを増やし、価格も若干見直しさせていただいて、現在はなんとか回せるようになっていきます。

黒字化を達成された要因は何でしょうか？

- 初年度は県から1,000万円ほどの補助金を受けてスタートし、年を追うごとに金額が前年比65%ぐらいに下がってきました。最終年の今年(2025年度)が190万円ほど、2026年度は0円です。その間に徐々に収入を上げていきました。初期投資は額の購入、作品のデータ化、ホームページ制作などに費やしました。

おそらく当初の計画通りのアートレンタルだけでは黒字は実現できなかったと思いますが、昨年(2024年度)中にレプリカ販売を始めたところ、わずかではありますが黒字になりました。レンタル料金は1カ月4,500円で、3カ月と6カ月のプランがありますが、レンタルのサービスのみだと利益を生み出すには難しいと思います。

レンタルによって市民の皆さんが日常生活の中で

作品に触れ合う機会も増えたのですね。

- はい。やはり作品を街にアウトプットすると、アーティストである障害者本人だけでなくご家族が変わります。「人々を喜ばせることができた」というハッピーな気持ちになるのです。僕はそんな姿を見ることでやりがいを感じます。あらためて障害者の表現活動は、間違いなくウェルビーイングを高めると確信しました。障害者本人はもちろん家族にとっても、生活の行動範囲が広がり、作品を通して新しい人や経験に出会うきっかけになっていると思います。

県との連携によってできることは何でしょうか？

- 「福岡県は主体的に、責任を持って文化芸術事業の全てを実行しようとしているように見えます。年3～4回ほど、文化芸術振興審議会が開催されていますが、県内にも長年文化活動に取り組まれている方や興味のある方は大勢いて、それぞれの分野にプロで活動する人など有識者がいる中で、その方たちと審議会以外でももっと連携して計画を推進していく方が柔軟性が出てくると思います。

障害者にとっても、全員が文化芸術活動をすることがゴールではなく、他にも100ぐらい選択肢がある中の一つに文化芸術があるという状況が理想です。そういう文化芸術活動の成果として、面白い事例や物語が県の施策から生まれたら、それが二次曲線的な効果を生んで「あの街は面白い」「あそこはいつも面白いことをやっているよね」という状況が実現していくのではないのでしょうか。



連携
団体

福岡県立ももち文化センター
館長 糸山裕子氏

県と連携されるようになったきっかけについて教えてください。

- 私たちのNPO「アートマネジメントセンター福岡」が社会包摂の活動に関わるようになったのは2011年からで、トヨタ財団のご支援で、ホームレスの人たちと演劇のワークショップを2年間行いました。その後、障害者とのワークショップなどに関わるようになりました。

ももち文化センターの指定管理者になったのは2015年からです。当時、

アクロス福岡の館長とも親交があり、社会包摂系の私たちの活動が評価を得ていました。時代的にも、国が社会包摂を重視するフェーズに入ってきた頃だったと思います。

県との連携は、私から文化振興課に、県内の障害者施設を紹介してほしいとお願いしたところ「今度基本計画を作るので話をしたい」とご連絡があり、審議会委員の依頼を受けました。令和3(2021)年の、福岡県文化芸術振興条例を策定している頃です。

ももち文化センターの障害者向けの事業にはどんなものがありますか。

- 当センターの近くには県の聴覚特別支援学校があり、今はその手話劇の制作に取り組んでいます。県内の聴覚に問題のある幼稚園から小・中・高校までの子どもたちが学んでいる学校です。手話劇は以前から文化祭の出し物として継続されていたのですが、そこに当センターが参加し、劇作家と演出家を派遣してつくるようになりました。4年目になる今年は、初めての校外での公演も行いました。

九州各地を見てこられたご経験から、障害者の文化芸術活動の推進について感じられたことはありますか？

- 現在の福岡県では、障害者も文化芸術活動に参加するのが当然という雰囲気になっていますが、九州全体を見れば、まだ障害者と文化芸術があまり結びつかない地域も少なくありません。各地のさまざまな障害者施設を訪ねて、施設長と話をしてわかったことは、アート作品の制作など文化芸術関係の事業に取り組んでいる作業所はたくさんあっても、その職員の

中に文化芸術に詳しい方はほとんどおられないということです。現状では福祉を志す人は、芸術を志す人とは全く興味関心がちがいます。皆さんは障害者の支援には非常に情熱があって、驚くほどしっかり仕事をなさっているけれども、いざそこに文化芸術が入れるかとなると、その余裕がないのが実情です。

将来、障害者に関わろうと福祉系の学校で学んでいる生徒さんたちに、早い時期から意識づけすることが大切ではないかと思います。文化芸術も人間の基本だから、障害者も文化芸術でもスポーツでも、本人が選んで活動してもらおうのが当たり前。そう思ってもらえるように教育することも必要だと思います。

福岡県のここに注目！

計画策定のポイント



「まごころアート FUKUOKA GALLERY 事業」は、障害者の表現活動をビジネスにつなげていく画期的な事業です。コーディネートする人材がいてこそ実現する事業だといえます。



障害者の文化芸術活動を計画の柱にするかどうかという議論を通して、目指す将来像や考え方の共有が行われています。計画に文言があることがゴールなのではなく、将来像の実現に向けて常に関係者間で現状を把握し、必要に応じて修正していくことが求められています。



また上の議論には、とても重要な意味があります。従来の意味での“障害者”だけでなく、何らかの生きづらさを抱える人は、いわば“広義の障害者”です。「この柱が必要なくなるように、生きづらさを一人で抱えなくてもよい社会を実現しよう」というビジョンを共有できればと思います。



これまでの取組の中で、県内外の文化施設との連携や、障害のある人の文化芸術活動を支える人材の育成・確保に取り組まれている点は、今後も引き続き積極的な展開が望まれます。

